

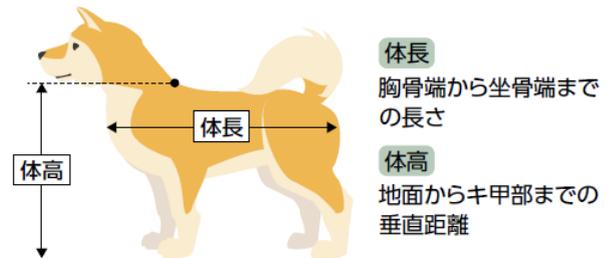
～飼養管理基準に関するチェックリスト（自己保管用）～

飼養保管する犬猫の頭数

犬	販売用（ ）頭	繁殖用（ ）頭	その他（預り、展示用等）（ ）頭
猫	販売用（ ）頭	繁殖用（ ）頭	その他（預り、展示用等）（ ）頭

犬猫の大きさ（飼養または取扱う犬猫の品種と大きさを記入）

品種	体長	体高
（例）柴犬	42 cm	38 cm
	cm	cm
	cm	cm
	cm	cm



飼養施設の数値基準／ケージ等及び訓練場の構造等の基準

	チェックポイント
飼養施設及びケージ等の構造（全ての事業者が守るべきケージ等の基準）	<input type="checkbox"/> ケージ等及び訓練場の床材として金網が使用されていない。（肉球が傷まないよう管理されている場合は、例外的に基準を満たす場合がある。）
	<input type="checkbox"/> ケージ等及び訓練場にサビ、割れ、破れなどの破損がない。（破損は直ちに補修又は交換している。）

（１）又は（２）のどちらか（又は両方）を選択して、にチェックを入れてください。

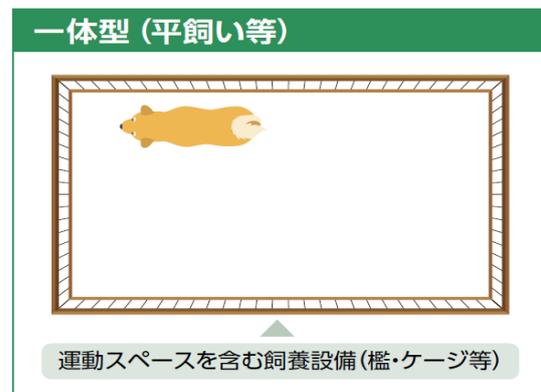
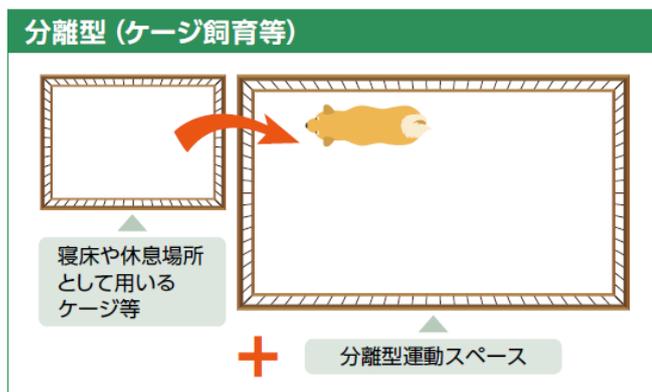
（※傷病動物を飼養保管する場合又は動物を一時的に保管する場合等特別な事情がある場合を除きます。）

（１）運動スペース分離型【分離型】

（寝床・休息場所としてのケージ等＋運動スペース）

（２）運動スペース一体型【一体型】

（寝床・休息場所と運動スペースが一体的なケージ等）



（１）を選択した方は 2 ページ目 （２）を選択した方は 3 ページ目をチェックしてください。

## (1) 運動スペース分離型【分離型】の大きさ

ケージ等のサイズを記入して、「資料 1」を参考に、基準を満たすか確認してください。

分離型	タテ (長辺)	ヨコ (短辺)	面積	高さ	段数 (猫)	個数	基準適合
ケージ等の 大きさ	例) 84 cm	63 cm	0.53 m <sup>2</sup>	76 cm		3	☑
	cm	cm	m <sup>2</sup>	cm			☐
	cm	cm	m <sup>2</sup>	cm			☐
	cm	cm	m <sup>2</sup>	cm			☐
※ 運動スペース の大きさ	例) 252 cm	126 cm	3.18 m <sup>2</sup>	76 cm		1	☑
	cm	cm	m <sup>2</sup>	cm			☐
	cm	cm	m <sup>2</sup>	cm			☐

※飼養施設以外の施設（外部のドッグラン、散歩での運動等）を運動スペースにはできません。

	チェックポイント
運動スペース (分離型の場合)	<input type="checkbox"/> 運動スペースは、常時、犬猫が運動できる状態で維持管理されている。 <input type="checkbox"/> 犬猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態にしている。 (※公園や散歩等における運動時間は含みません。)

### 資料 1

#### 【分離型ケージ等の基準】

基準となるケージ等の大きさ			
	タテ (長辺)	ヨコ (短辺)	高さ
犬	体長の 2倍以上	体長の 1.5倍以上	体高の2倍以上
猫			体高の3倍以上 棚を設け、2段以上の構造

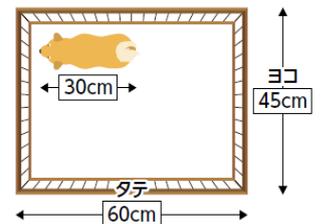
#### 【運動スペースの基準】（一体型のケージ等以上の広さ）

基準となる運動スペースの広さ		
	分離型ケージの 広さ	体高の 高さ
犬	分離型ケージの 6倍以上	体高の2倍以上
猫	分離型ケージの 2倍以上	体高の4倍以上

#### 基準となるケージのイメージ図

※体長30cmの犬の場合

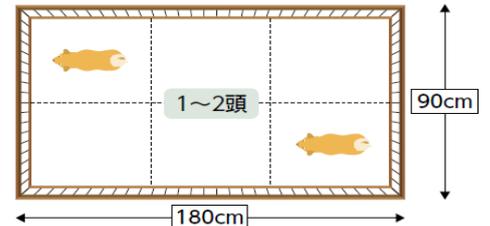
タテ(体長の2倍以上)  
×  
ヨコ(体長の1.5倍以上)



#### 基準のイメージ図 (犬)

※体長30cmの場合

分離型ケージサイズの床面積の6倍以上



～計算例～ 柴犬（体長 42cm、体高 38cm の場合）を 1 頭飼養する場合

○分離型ケージの必要な大きさ

・タテ：42cm×2倍=84cm ・ヨコ：42cm×1.5倍=63cm ・高さ：38cm×2倍=76cm

○運動スペースの必要な広さ

・面積 【分離型ケージの広さ（タテ 84cm）×（ヨコ 63cm）】×6倍÷10,000=3.18m<sup>2</sup>  
 （【分離型ケージの広さ（タテ 0.84m）×（ヨコ 0.63m）】×6倍=3.18m<sup>2</sup>）  
 ・高さ 38cm×2倍=76cm

※複数飼養する場合のケージは、各個体に対する広さの合計面積と、最も体高が高い個体に対する高さが必要です。

## (2) 運動スペース一体型の大きさ

ケージ等のサイズを記入して、「資料2」を参考に、基準を満たすか確認してください。

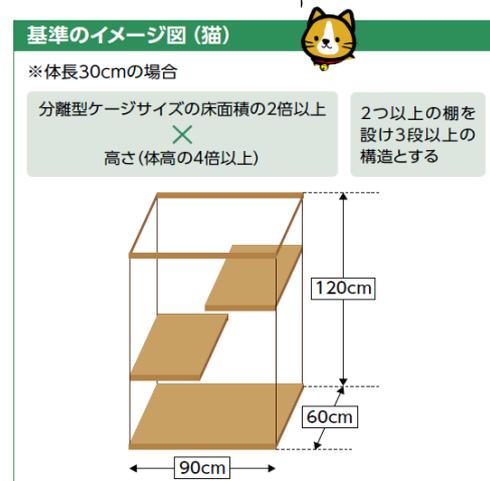
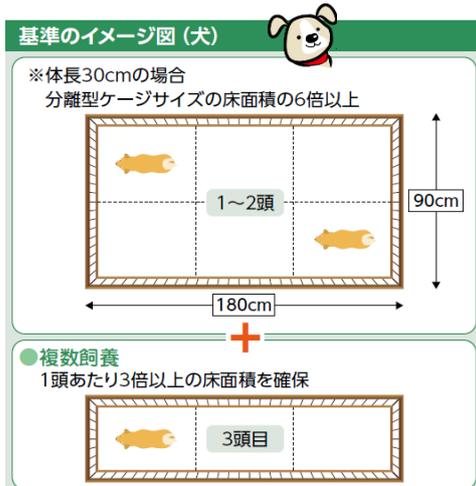
	縦 (長辺)	横 (短辺)	面積	高さ	段数 (猫)	個数	基準適合
一体型ケージ 等の大きさ	(例) 252 cm	126 cm	3.18 m <sup>2</sup>	76 cm		2	<input checked="" type="checkbox"/>
	cm	cm	m <sup>2</sup>	cm			<input type="checkbox"/>
	cm	cm	m <sup>2</sup>	cm			<input type="checkbox"/>
	cm	cm	m <sup>2</sup>	cm			<input type="checkbox"/>

### 資料2

#### 【一体型の基準】

基準となるケージの大きさ	
	高さ
犬	分離型ケージの6倍以上 体高の2倍以上
猫	分離型ケージの2倍以上 体高の4倍以上 2つ以上の棚を設け、3段以上の構造

※繁殖時の親子について、一体型で飼養保管する場合に限り、子は頭数に含めませんが、親1頭分の一体型の面積を確保する必要があります。



- ～計算例～ 柴犬(体長42cm、体高38cmの場合)を1頭飼養する場合
- 一体型ケージの必要な大きさ
- 面積  $【\text{分離型ケージの広さ(タテ84cm)} \times (\text{ヨコ63cm})】 \times 6 \text{倍} \div 10,000 = 3.18\text{m}^2$   
 $(【\text{分離型ケージの広さ(タテ0.84m)} \times (\text{ヨコ0.63m})】 \times 6 \text{倍} = 3.18\text{m}^2)$
  - 高さ  $38\text{cm} \times 2 \text{倍} = 76\text{cm}$

★複数飼養する場合は、下表の基準を満たす必要があります。

基準となるケージの大きさ	
	高さ
犬	最も体高が高い犬の 体高の2倍以上
猫	最も体高が高い猫の 体高の4倍以上

<共通事項（全ての事業者の方が確認してください）>

**従業員の人数（従業員一人当たりが飼養保管できる犬猫の頭数の上限）**

**犬** 1人当たり20頭が上限（うち、繁殖犬は15頭まで） **猫** 1人当たり30頭が上限（うち、繁殖猫は25頭まで）

【犬及び猫を両方取り扱う場合の上限の組合せ】

<b>犬</b>	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20										
<b>うち繁殖犬</b>	0	1	2		3	4	5		6	7	8		9	10	11		12	13	14		15										
<b>猫</b>	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
<b>うち繁殖猫</b>	25	24	23		22	21	20	19	18		17	16	15	14	13		12	11	10	9	8		7	6	5	4	3		2	1	0

※親と同居する子犬・子猫や、繁殖引退犬猫は頭数に含みません。

**従業員の人数の計算方法**

①常勤職員※（ ）人	②常勤換算方法による人数※（ ）人	①+②=（ ）人
------------	-------------------	----------

※ ①常勤職員：当該事業所における「常勤の職員が勤務すべき時間数（基本は週 40 時間）」に達していること。

※ ②常勤換算方法による人数：常勤職員以外の職員は、添付の「勤務形態一覧表（常勤換算表）」により算出。

	チェックポイント
従業員の人数	<input type="checkbox"/> 飼養保管に従事する職員数の常勤換算の方法を理解し、算出している。
	<input type="checkbox"/> 職員数が正しいか確認を行うために必要な書類を作成している。
	<input type="checkbox"/> 飼養保管を行う犬猫の頭数、繁殖用の頭数が何頭か、常に正確に把握している。
	<input type="checkbox"/> 算出した職員数に対応する犬猫の飼養保管頭数を超えて飼養していない。

**その他の新たに規定された基準（飼養環境の管理、動物の健康管理、その他動物の管理等）**

	チェックポイント
温度・湿度の管理	<input type="checkbox"/> 飼養施設に <b>温度計</b> と <b>湿度計</b> が備え付けられている。
	<input type="checkbox"/> 寒さ、暑さにより健康に支障が生じるおそれ（震えや開口呼吸など）がない。
臭気の管理	<input type="checkbox"/> 清潔が保たれ、飼養環境や生活環境を損なうような臭いが無い。
	<input type="checkbox"/> 動物の鳴き声、臭い、毛や、ねずみ、はえ、蚊、のみなどの衛生動物等により、周辺的生活環境を著しく損なっていない。
光環境の管理	<input type="checkbox"/> 自然光や照明により、適切な光の管理をしている。
動物の疾病等に係る措置	<input type="checkbox"/> 毎年1回以上健康診断を実施している。
	<input type="checkbox"/> 健康診断の診断書を5年間保管している。
その他動物の管理	<input type="checkbox"/> 犬猫が次のような不適切な状態になっていない。 ・被毛に糞尿等が固着した状態    ・体表が毛玉で覆われた状態 ・爪が異常に伸びている状態    ・その他、健康や安全が損なわれるおそれのある状態
	<input type="checkbox"/> 清潔な水がいつも飲めるようにしてある。
	<input type="checkbox"/> 毎日、散歩や遊具を用いた活動等によって、人との触れ合いを行っている。

### 展示に関する基準（販売、展示）

- ・長時間連続して展示する場合 → 休息設備に自由に移動できる状態を確保すること。  
→上記が困難な場合、展示時間が6時間を超えるごとに、途中に展示を行わない時間を設けること。
- ※「休息設備」・・・顧客等との接触、視線、照明、音響を避けられ、十分に休息可能な場所又は設備。
- ※「展示を行わない時間」・・・人目が避けられる環境に移動させる等で、顧客等との接触、視線、照明、音響を避けることが可能な状態。
- ・カーテン等で簡易的に覆っただけで隙間から覗ける状態、たまたま来客がいない状態は「展示を行わない時間」とはみなせない。
- ・「展示を行わない時間」の目安・・・少なくとも30分～1時間程度は必要。

### 輸送後の観察に関する基準（販売、貸出し、譲渡し）

- ・輸送された犬猫→輸送先の飼養施設で下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかな問題がないか、2日間以上の目視観察をすること。
- ・「2日間」の考え方・・・48時間が一つの目安。
- ・同一事業者による輸送、業者間取引も対象。

### 繁殖に関する基準（販売、貸出し、展示）

- ・犬：雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下。  
(7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満と証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。)
- ・猫：雌の交配時の年齢は6歳以下。  
(7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満と証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。)
- ・犬猫については、雌の交配時の年齢や雌の生涯出産回数の記録が必要。(繁殖実施状況記録台帳)
- ・帝王切開は獣医師が行い、出生証明書の交付と獣医師による今後の繁殖等に関する診断が義務付け。
- ・雌雄ともに毎年1回の獣医師による健康診断で繁殖の適否に関する診断を受け、繁殖に適さない犬猫の繁殖をさせないこと。

	チェックポイント
展示の基準 (販売、展示)	<input type="checkbox"/> 休息できる設備に自由に移動できる状態を確保している。 <input type="checkbox"/> 上記ができない場合は、展示が6時間を超えるごとに、展示を行わない時間（休息時間）を設けている。
輸送の基準 (販売、貸出し、譲渡し)	<input type="checkbox"/> 飼養施設に輸送された犬猫について、輸送後2日間以上、観察している。
繁殖の基準 (販売、貸出し、展示)	<input type="checkbox"/> 交配する繁殖個体は6歳以下（条件を満たす場合は7歳以下）。
	<input type="checkbox"/> 犬の出産回数は6回を超えていない。
	<input type="checkbox"/> 交配・出産等の情報を繁殖実施状況記録台帳に記録し、5年間保管している。
	<input type="checkbox"/> 帝王切開を実施した場合は、獣医師による出生証明書と診断書を5年間保管している。
	<input type="checkbox"/> 雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受け、獣医師の診断結果に従って繁殖している。 (繁殖に適さない個体を繁殖させていないかを繁殖実施状況記録台帳と診断書により確認している。)